

論 文

農村最低生活保障制度からみる中国の社会と経済

—重慶市豊都県 SR 鎮と SZ 鎮を例として—

北 波 道 子

はじめに

- I. 中国の貧困対策と農村最低生活保障制度
- II. 農村最低生活保障制度の運用と課題
- III. 重慶市豊都県における農村最低生活保障制度

おわりに

はじめに

本稿の狙いは、社会保障制度の最後のセーフティネットといわれる最低生活保障制度の設立と運用、およびその課題の分析を通じて、中国の社会と経済について考察することである。

中国における最低保障制度（以下、低保）は、もともと都市の労働者のみを対象とし、社会主義計画経済時代には存在しないと考えられていた失業者（「下岗」＝レイオフを含む）を救済するために始まった。都市低保は、1992年に登場した「社会主義市場経済」と軌を一にして始まり、1993年6月に全国に先駆けて上海で実施された。その後、いくつかの都市での試行を経て1999年に国務院が「城市居民最低生活保障条例」を發布し、正式に全国的な制度となった。一方、農村部については、同様に1994年から試行的な運用が地方で見られるようになったが、都市に遅れること8年、2007年7月に国務院が「関于在全国建立農村最低生活保障制度的通知（以下、全国農保通知）」を出し、全面的な制度施行へと至った。

周知のごとく、1978年末に改革開放政策を採用し、国内経済の改革と対外経済開放へと舵を切った中国は、1992年以降、さらに本格的な市場化へと歩みを進め、急速な経済発展を経て、2010年には世界第二の経済大国となった。一方で、その陰の部分として沿海部と内陸

部、都市部と農村部の経済格差の問題が深刻化し、社会の不安定を生んでいるという懸念も広く共有されてきた。中国では、1958年に実施された戸籍制度によって、国民を農業戸籍と非農業戸籍（都市戸籍）に分け、農業戸籍の者は都市に移住して労働者になっても居住地での住民サービスを受けられないなどの差別的な待遇が存在してきた。経済発展の過程で低賃金労働力として都市の工業化に貢献したのは、農村からの出稼ぎ労働者であったが、都市の戸籍を持たない彼らは都市低保の対象ではなかった。つまり、意外なことに、中国におけるセーフティネットは、そもそもは、国家の構成員の中で最も貧しい（所得の低い）人々を助ける目的で構築されたものではなかったということである。一方で、貧困の撲滅は、世界経済の大きな目標であり、中国にとっても建国以来、基本的ともいえる政策目標である。そして、2期目を迎えた習近平政権が最も力を入れている政策の一つであり、数値的にみれば着実に成果を上げている。2018年には、様々なところで、2017年までに中国は貧困発生率を1978年の97.5%から3.1%にまで引き下げたという成果が世界に向かって発信され、2020年までに農村の貧困をなくすという目標が強調された¹⁾。こうした歴史過程をどう理解するべきか。

2007年の「全国農保通知」は、そのカバー範囲が文字通り中国全土である。加えて、中央政府は全国で「新型城镇化」（都市化）政策を推進し、農民や農民工の「市民化」を目指している。こうした一連の政策は、中国という国家がその構成員すべてを包摂する近代的国民国家を志向していることを意味するのだろうか²⁾。しかしもし、その行き着く先がいわゆる「福祉国家」的なものであるとした場合、それは「社会主義」を堅持する「中国の国情に見合った」発展とどのように連結するのであろうか。また、財政的にも、国家の規模的にもそれは可能なのであろうか。

小論は、社会福祉や社会保障の基本的な思想や枠組みを論じるものではない。しかし、「福祉国家」が歴史的に産業資本主義と市場経済の発達に伴って形成されてきた概念であるとする³⁾、急速な経済成長と経済構造変動を実現する中で、中国がそうした仕組みの構築へ向かうことは必然と考えるべきなのか。

本論では、まず中国の貧困対策政策と農村低保の登場と本格導入過程からその位置づけを考察し、次に実際の制度設計およびその運用から抽出されてきた課題を明らかにし、同時に各地の最低生活保障の基準の変遷からこの間の経済発展の様相を分析する。最後に、重慶市豊都県SR鎮とSZ鎮の現地調査から実際に補助を受けている人々がどのような生活状況にあるのかについて分析し、現在の中国における「脱貧攻堅」について考察する。

I. 中国の貧困対策と農村最低生活保障制度

1. 発展過程からみる農村低保の特徴

中国の貧困対策に関する政策には「扶貧」「減貧」「脱貧（攻堅）」という言葉が使われている。日本語ではそれぞれ、「貧困者を助ける」「貧困の削減」「貧困脱却（への挑戦）」というニュアンスの違いがあるが、公式なホームページなどの英訳ではすべて「poverty alleviation（軽減）」と翻訳されている⁴⁾。

「扶貧」はしばしば「開発」とセットで論じられ、扶貧開発を指導する政府機関として、国務院扶貧開発領導小組弁公室（以下、扶貧小組）がある。この扶貧小組の前身は1986年5月16日に設置された国務院貧困地区経済開発領導小組で、もともとは農牧漁業部の下にあった。貧困地区開発小組は1988年7月18日に発布された「国務院弁公庁关于調整国務院貧困地区経済開発領導小組的通知」によって同じく国務院の“三西”地区農業建設領導小組と合併統合され⁵⁾、1993年9月17日に現在の名称になった。

2002年2月25日に「国務院扶貧開発領導小組弁公室職能配置内設機構和人員編成規定」が公布されて、扶貧小組は農業部から独立した組織となった。その職責は扶貧開発の法律法規、方針政策や計画の策定、中央の扶貧資金の分配計画の審査などで重要な権限を持つ。現在の組長は国務院副総理の胡春華であり、メンバーには政府関係部門の責任ある立場の官僚が数多く入っており、この小組が非常に重視されていることが理解される。中国政府にとって、「扶貧」とは建国以来、常に経済開発と密接に結びついた重要な政策課題であり続けてきた。しかし、最後のセーフティーネットとしての低保制度の導入についていえば、先行した都市部でさえ経済の市場化が加速した1990年代半ば以降であり⁶⁾、農村ではその後10年以上を経てやっと全面的な始動に至ったのである。

蘇樹厚等（2014）の言葉を借りると、1992年まで中国には現代的意味での農村最低生活保障制度は存在しなかった⁷⁾。もちろん、この間、生活困難者に対する救済措置が全く存在しなかったのではない。都市部では「三無」（労働能力・安定収入・法定扶養者が無い）者、農村部には「五保戸」（食・衣・住・医療・葬式などの援助を受ける必要がある被保護者）を支える制度があった。しかしながら、それらは、労働能力に欠ける個人や家庭を救助するもので、労働能力の有無にかかわらず、必ずしも個人の責任に帰することのできない要因による失業や困窮を救済する制度という意味で、特に農村低保の出現は中国の社会保障制度に大きな転換点をもたらしたといえる。

現代的な農村低保制度の導入は、政府が農村の貧困人口の生活に責任を持つということ

ある。蘇によれば、その端緒は1992年に山西省左雲県での初の実験的試行であった。1994年に上海市3試点での試行が始まり、95年には広西省武鳴県で「武鳴県農村最低生活保障線救済暫行弁法」が發布され、これが中国で初めての農村低保に関する文書となった⁸⁾。

1996年に民政部は「関于加速農村社会保障体系建設的意見」を出し、「農村生活保障体系指導方案」を制定した。この2つの文書が農村低保の内容を形成したといわれている。すなわち、「農村最低保障制度は家庭構成員一人当たりの収入が最低生活保障標準より低い家庭に対してその差額を補助する制度」である。これは、日本の生活保護制度と同様である。しかし、日本の場合と大きく異なるのは、日本の場合、給付標準に地域の生活費の差を考慮した等級はあるものの全国共通のシステムであるが、中国では保護基準を制度の実施者である地方政府（県レベル以上）が決定するため、地方政府の財源によって地方間の格差が大きく、かつ同一地域でも都市（戸籍）—農村（戸籍）間の差があることである。また、本人の戸籍地でのみでしかサービスを受けることができないため、基本的には、受給者に移動の自由がない。

2. 農村低保制度の確立と直面している課題

2007年の「全国農保通知」は、各地で飛び地的かつ試験的に運用されていた農村低保制度を中国全土に面として拡張させるものであった。これに先立って財政局財政科学研究所の趙復元が指摘していた問題点は農村低保の特徴をよく表している⁹⁾。趙のフレームワークは、後に多くの研究者らによってフォローされ、各地区の実施報告や学術論文などで同様の主張が散見される。

まず、農村低保制度の実施に否定的な意見の基となっている認識上の誤解が指摘されている。①徳政工程論：低保制度は政府の「徳政」の一種であり、したがって資金がたくさんあればより多く、少なれば少ない補助で構わない。②経済決定論：低保制度は重要かもしれないが、財政支出を担う地域の経済発展が十分でなく財政が足りなければ補助はできない（したがって実施しない）。③城市優先論：弱勢群体として都市住民と農村住民を比較した場合、農村住民は少なくとも生産手段である土地があるが、都市三無人員や「下崗（レイオフ）」人員は、仕事を失えばすべての経済手段を失うことから、都市の低保制度の方が農村の低保制度より急を要する。趙は、こうした考えが制度の普及の妨げになっていると主張した。

次に、制度設計の問題として、しばしば農村低保対象の認定が困難であることが指摘される。例えば、①収入の現金換算が困難である、②収穫期の偏りなどにより収入の認定が不安定であるなどである。また、③農村では老齢年金の加入率が低いいため、労働という経済手段

を持たなくなった高齢人口をどう評価するのは難しい問題であるという¹⁰⁾。

三番目に、低保資金の確保の困難性である。低保資金を財政投入に頼っているのみでは資金調達に困難が生じるので、地方政府はできる限り多くのチャンネルを通じて個人や企業から資金を集めるように努力しなければならない¹¹⁾。「全国農保通知」には困難な地域は中央

表1 財政支出の中央 - 地方間の負担状況（2017年）（単位：億元）

番号	項目	2017		
		全国	中央	地方
1	一般公共サービス支出	16,510	1,271	15,239
2	外交支出	522	520	2
3	国防支出	10,432	10,226	206
4	公共安全支出	12,461	1,849	10,612
5	教育支出	30,153	1,548	28,605
6	科学技術支出	7,267	2,827	4,440
7	文化体育・メディア支出	3,392	271	3,121
8	社会保障・就業支出	24,612	1,001	23,611
	行政事業単位離退職費	7,579	476	7,103
	基本養老保険基金補助	7,449	141	7,308
	都市最低生活保障支出	572	3	569
	農村最低生活保障支出	904	0	904
9	医療衛生計画生育	14,451	108	14,343
10	環境保護支出	5,617	351	5,267
11	城郷社区支出	20,585	23	20,562
12	農林水支出	19,089	709	18,380
	扶貧	3,250	7	3,242
13	交通運輸支出	10,674	1,156	9,518
14	資源探査調査支出	5,034	374	4,660
15	商業サービス業等支出	1,569	50	1,520
16	金融支出	1,148	853	295
17	援助その他地区支出	399		399
18	国土海洋気象など支出	2,304	298	2,006
19	住宅保障支出	6,552	421	6,131
20	糧油物資儲蓄支出	2,251	1,597	653
21	その他支出	1,729	590	1,139
22	債務利息支出	6,273	3,778	2,495
23	債券発行費用支出	60	35	24
中央対地方税収還付及移転			65,052	
合計		203,085	94,909	173,227

出所) 中華人民共和國財政部の HP > 財政数拠。

政府が援助すると書いてあるが、実際の運用や調査では、具体的にどれくらいの補助があるのかは、明確な規定がなく、確認できない。表1に示したように、財政部の資料によれば社会保障支出のほとんどは地方政府の負担になっている。しかし、表の中央政府の最下段にある中央対地方税収還付移転金は民政事業に支出されている割合が高い。蘇によれば2007年から2009年の間、中央対地方税収還付及移転金が、総農村低保支出に占める割合はそれぞれ27.5%、40.95%、70.28%であり、急速に増大した¹²⁾。もっとも、このことは地方財政負担が軽減されたのではなく、低保金総額の急増を反映していた。すなわち、県レベルの政府にはその財源を確保する独自の収入源がない。ところが、表1からも明らかのように、現実の負担状況がどうであれ、現時点で農村低保の財源確保の責任は地方政府にあり、中央政府からの財政補助について明確な規定はない。蘇（2014）では、早期の法整備による規定の必要性が訴えられている。

II. 最低生活保障制度の運用と制度の深化

1. 農村低保制度の定着と緻密化

表2から財政支出に占める社会保障・就業支出はそれまで2%にも満たなかったのが、1990年代半ば以降、着実に増大し、2001年からは10%を占めるに至っていることがわかる。また、各年度の統計年鑑を見比べてみると、2006年から支出の算出方法が変わり、1996年度までさかのぼって数値も大きく書き換えられ、就業支出が合算されたことがわかる¹³⁾。

表1に戻って2017年度についてみると、この社会保障・就業支出の31%は行政事業単位離職費による支出で、他30%は基本養老健保金の補助支出であり、最低生活保障は、都市、農村がそれぞれ、2.3%と3.7%を占めるに過ぎない。しかし、両者合わせて6%であり、全体歳出の約0.7%を占めることから、全国レベルで見れば莫大な金額である。中国学術データベースで検索すると、2012年以前に発表された言論では、最低生保のカバー率はそれほど高くなく、保障基準もまだ十分ではないという批判が相次いでいた。一方で、農村低保制度の保護対象は2008年末には1967万戸、4284万人であったが、表3に示したように2011年には2663万戸で5314万人と3年間で1.25倍になり、その後も2013年まで増加を続けている。ところが、2013年から保障対象戸数、人数ともに、減少が始まる。都市低保事業対象者も同様の動きとなっている。

これは、2007年に全国に広げられた低保制度が2012年までにそのカバー範囲を十分に拡大し、救済が奏功して退出者が多数出現したという単純なストーリーだけでは語れない。

2012年9月1日付で國務院は「關於進一步加強和改進最低生活保障工作的意見」（以下

表2 歳入歳出の中央—地方政府構成比と社会保障支出

	歳入			歳出			
	億元	中央 %	地方 %	億元	中央 %	地方 %	社会保障就業 支出%
1978	1,132	15.5	84.5	1,122	47.4	52.6	1.7
1980	1,160	24.5	75.5	1,229	54.3	45.7	1.7
1985	2,005	38.4	61.6	2,005	39.7	60.3	1.6
1990	2,937	33.8	66.2	3,084	32.6	67.4	1.8
1995	6,242	52.2	47.8	6,824	29.2	70.8	1.7
1996	7,408	49.4	50.6	7,938	27.1	72.9	2.3
1997	8,651	48.9	51.1	9,234	27.4	72.6	2.6
1998	9,876	49.5	50.5	10,798	28.9	71.1	5.5
1999	11,444	51.1	48.9	13,206	31.4	68.6	9.1
2000	13,395	52.2	47.8	15,887	34.7	65.3	9.6
2001	16,386	52.4	47.6	18,903	30.5	69.5	10.5
2002	18,904	55.0	45.0	22,053	30.7	69.3	12.0
2003	21,715	54.6	45.4	24,650	30.1	69.9	10.8
2004	26,396	54.9	45.1	28,487	27.7	72.3	10.9
2005	31,649	52.3	47.7	33,930	25.9	74.1	10.9
2006	38,760	52.8	47.2	40,423	24.7	75.3	10.8
2007	51,322	54.1	45.9	49,781	23.0	77.0	10.9
2008	61,330	53.3	46.7	62,593	21.3	78.7	10.9
2009	68,518	52.4	47.6	76,300	20.0	80.0	10.9
2010	83,102	51.1	48.9	89,874	17.8	82.2	10.2
2011	103,874	49.4	50.6	109,248	15.1	84.9	10.2
2012	117,254	47.9	52.1	125,953	14.9	85.1	10.0
2013	129,210	46.6	53.4	140,212	14.6	85.4	10.3
2014	140,370	45.9	54.1	151,786	14.9	85.1	10.5
2015	152,269	45.5	54.5	175,878	14.5	85.5	10.8
2016	159,605	45.3	54.7	187,755	14.6	85.4	11.5
2017	172,593	47.0	53.0	203,085	14.7	85.3	12.1

出所)『中国統計年鑑』各年度。「社会保障就業支出」の1996年以降のデータは2007年度版以降に掲載されている数値を採用した。

「加強意見」を發表し、いくつかの地域で起こっている問題について苦言を呈した。これを受けて、民政部は12月12日に「民政部關於印發『最低生活保障審核審批弁法（試行）』的通告」を發表して、県級および郷鎮（街道弁事処を含む）レベル人民政府民政部門にこの審核弁法に沿って、低保業務の「公開、公平、公正」を徹底するように要求した。例えば重慶市の例でいえば、2008年7月25日に公布され、10月1日から施行された最初の「重慶市城郷居

表3 民政事業統計

項目	単位	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
社会サービス支出	億元	2,727	3,181	3,656	3,956	4,215	4,473	4,927
社会福利支出	億元	81	116	136	189	217	271	373
社会救助支出	億元				2,010	2,127	2,213	2,464
城鎮最低生活保障支出	億元	617	636	725	695	685	656	625
城市医療救助支出	億元	51	55	57				
農村最低生活保障支出	億元	607	690	842	844	912	984	1,044
農村特困人員救助供養支出	億元	53	62	174	188	208	236	271
医療救助総支出	億元	70	83	121	189	203	299	349
臨時救助支出	億元	103	111					96
傷痍軍人・遺族救助事業支出	億元	360	445	510	602	611	648	706
自然災害生活救助支出	億元	104	133	121	89	101	105	90
社会事業								
城市最低生活保障								
最低生活保障人数	万人	2,277	2,143	2,061	1,880	1,708	1,480	1,264
最低生活保障戸数	万戸	1,145	1,114	1,096	1,028	960	855	743
農村最低生活保障								
最低生活保障人数	万人	5,314	5,341	5,382	5,209	4,903	4,577	4,047
最低生活保障戸数	万戸	2,663	2,810	2,925	2,939	2,843	2,632	2,251

出所) 中華人民共和国民政部「社会服務統計季報」各期。

民最低生活保障条例」(以下、「条例」)には、財産に関する具体的な規定がなかった。ところが、修正され、2016年に施行された現行版では、上記「審核審批弁法」の内容を踏襲し、第10条で家庭の収入状況だけでなく、財産状況も認定基準に含むことが明記されている。加えて、第13条でその財産とは、①銀行預金と有価証券、②機動車両(障害者用の歩行補助器を除く)、船舶、③家屋、④債券、⑤その他財産であると明記された。この条例は、インターネット上で確認できるのみならず、重慶市の各郷鎮政府前の掲示板にその摘要が掲示されている¹⁴⁾。

また、2014年11月23日の『湖北日報』には、低保制度は生活困難者の最後の「安全網」であるのに、近年、党と政府が力を入れ始めて資金が潤沢になったため、制度の抜け穴を狙った「権力保」「関係保」「人情保」などが跋扈しているとの批判記事が掲載された。同記事で明らかにされたところによれば、「関係戸」とは、省民政庁が国家機関、事業単位就業者の親族の申請を不正受理していた事件のことで、さらに「人情戸」「群体戸」「錯戸」などの違反が発覚し、人情戸と錯戸で1万6402人、群体戸で1万5211人が認定取り消しとなった¹⁵⁾。

こうした報告が何件か公開されていることから、2012年の制度運用の引き締め効果が発揮されて対象者数が減少に向かうことになったと想定できよう。

生活保護受給者の認定は日本でも非常に厳しく、厳格な審査が求められている上、しばしば社会問題になるような労の多い作業である。中国政府は、本当に本腰を入れてこうした課題に取り組む用意があるのだろうか。現段階では、その答えは「是」である。

その根拠は、2012年の11月に中国の最高指導者になった習近平が貧困の削減と撲滅を自身の政治「理論」として提唱していることにある。

2018年6月に『習近平扶貧論述摘編』が中央党史和文献研究院によって編集、発行された。そこには、2012年11月15日から2018年6月までの扶貧に関する講話、報告、講演、指示、批評など60篇以上の重要文献が所収されている¹⁶⁾。

低保事業は、習の提唱する「四つの全面」の一つである「全面建成小康社会」の実現に欠かすことのできない重要な一環と位置づけられている。そのため、健全な制度運営が必須となり、提唱されたのが「精准扶贫」と「建档立卡」である。

2013年11月3日に習近平は、湖南省湘西花垣県十八洞村に視察に行った際に、初めて「精准扶贫」という概念を提示した¹⁷⁾。「精准扶贫」とは緻密な調査による貧困状態の把握であり、英語では「targeted poverty alleviation」と翻訳されている。2014年5月12日に発行された「建立精准扶贫工作机制实施方案」でその内容が説明され¹⁸⁾、本文書では、貧困の様相をより精密に調査することで、その解決につなげることができることとされている。具体的にはこの実施方案は、2013年12月18日の中共中央弁公庁と国務院弁公庁印発「关于創新機制扎实推進農村扶貧開發工作意見」の精神に基づいて、2014年4月2日に公布された「扶貧開發建档立卡工作方案」による作業のことである。つまり、その狙いは各貧困村、貧困戸に「建档立卡」すなわち、「档案」（＝個人または村の資料書類）を作成し、「卡」（カード）を発行して、全国扶貧情報ネットワークで貧困者を動態管理することにある¹⁹⁾。

2016年7月20日、習近平主席が東西部貧困者支援座談会で貧困撲滅に総力を挙げて取り組む方針を示し、貧困撲滅が中国の発展戦略で最重要課題の1つであることが確認された。同じ年の8月5日、中国政府は「中国扶貧在線」のホームページを開設し、多くの人が政府の公的扶助などの情報にアクセスできるようにし²⁰⁾、全国一律で貧困者が救貧情報を検索できるシステムを構築した。

また、中国社会科学院は、同年に始まった第13次5カ年計画の国家重点電子出版物計画の事業として「中国減貧研究数拠庫（データベース）」を開設した。このページは一見、誰でも登録できるように見えるのだが、国内の携帯電話がない場合、認証番号が受け取れず排除されてしまう。電子メールアドレス用の登録ページもあるが、認証番号を受け取ることがで

きるアドレスには制限があるようである。中国の経済社会において、インターネットという通信インフラに立脚するネットワークが、ある意味で「国民」に均一なアクセスを保障するだけでなく、「国民」の枠組みを線引きする役割を果たすようになってきていると実感する。

民政部は2017年にも2018年にも新たに「意見」を発表し、農村低保の保障標準を引き上げと制度の厳密な運用を提唱している。一方で、2018年4月25日の民政部定例記者会見では「錯保、漏保、関係保、人情保」といった農村低保問題に今後3年間集中的に取り組むと発表するなど²¹⁾、最低生活保障制度に課せられた貧困との戦いは一筋縄ではいかないことは想像に難くない。

2. 保障標準からみる中国の格差とその推移

その一方で、低保標準は都市、農村ともに、この10年間で大幅に引き上げられた。表4-1に地区別の都市低保、表4-2に農村低保の標準金額を掲載した。農村は2012年度より年取で規定されるようになったが、表では12カ月分で除し、都市と比較しやすいようにした。繰り返すが、最低生活保障制度の補助標準は「按標補差」すなわち、保護対象の収入を標準から差し引いたものを補うために使われるものである。山田（2018）によれば、日本の場合は生活保護の最低生活保障水準が年金や最低賃金など他制度の「参照対象」として利用されることが特徴であり、これらの制度の給付額が近似する傾向にある。中国の農村低保の給付は既述のごとく、県レベル政府の負担によるため、保障水準が県の財政状況にも大きく規定される。各地の人民政府が、当該地での基本生活に必要な医療、食糧、水道電気などの必要な費用を勘案して確定し、上級政府に報告するのである。しかし、同一地区に居住していても戸籍ベースが都市部住民か農村住民かによってその待遇が大きく異なることがこれらの表からも明らかである。

まず、都市一農村間の格差から見てみよう。格差については、金額の差も重要であるが、ここでは単純に都市の保護標準に占める農村の標準の比率を格差ととらえ、2008年、2012年、2018年の数値で、その比率が最も大きい地域と小さい地域について考えてみたい。

2008年時点で、都市標準に対する農村標準の比率が最も高いのは、広東省の69.5%で、次が上海市66.7%、浙江省62.5%、江蘇省59.0%、北京市54.4%、福建省53.7%、天津市、52.9%である。表4-2で農村の保障水準を確認すると順位は必ずしも一致しないが、構成は上位の地方と一致する。

2012年は、まず比率は北京市81.9%、上海市75.4%、海南省73.9%、江蘇省72.9%、天津市71.2%、浙江省69.5%、広東省65.0%である。

2018年度は、上海と北京、天津は100%で都市一農村間の格差はなくなっている。次いで

表 4-1 省市区平均都市最低生活保障標準（単位：元／月・人）

地域 区分	年 省市区名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018		
		全国平均値	—	228	251	288	330	373	411	451	495	541	—	
沿海部	華北	北京市	390	410	429	500	520	580	650	710	800	900	1,000	
		天津市	397	430	450	480	520	600	640	705	780	860	920	
		河北省	196	245	265	310	335	379	432	441	501	544	598	
		山東省	235	262	286	314	364	418	452	470	495	513	524	
	東北	遼寧省	224	272	296	312	367	412	453	493	523	562	590	
		吉林省	162	212	228	254	291	322	371	402	447	483	507	
		黒竜江省	201	217	240	278	324	388	447	506	536	551	552	
	華東	上海市	400	425	450	505	570	640	710	790	880	970	1,070	
		江蘇省	278	310	342	386	434	485	536	582	611	646	677	
		浙江省	297	334	367	429	463	515	573	640	674	706	738	
		福建省	211	213	218	274	324	363	404	478	515	590	605	
		広東省	256	244	254	286	314	380	454	514	576	675	746	
		海南省	189	243	250	300	316	353	380	467	467	484	487	
内陸部	中部	山西省	200	213	231	269	308	351	384	413	441	467	496	
		安徽省	212	234	254	297	339	380	422	455	497	531	566	
		江西省	193	194	244	308	346	396	418	452	481	532	577	
		河南省	169	186	202	233	272	309	329	374	425	460	491	
		湖北省	188	214	252	294	335	375	411	447	488	564	605	
		湖南省	180	195	214	243	305	356	353	360	431	444	470	
	西南	重慶市		231	231	256	298	326	347	369	419	460	500	546
			豊都県	210	210	240	290	320	340	365	420	460	500	—
		四川省	190	196	210	242	277	306	336	367	420	485	500	
		貴州省	158	170	212	271	308	348	395	453	507	557	598	
		雲南省	198	199	206	248	284	324	360	396	442	516	559	
		広西壮族自治区	178	217	228	241	270	335	340	404	458	518	590	
		西藏自治区	256	310	306	356	400	432	534	589	694	752	804	
		西北	陝西省	172	192	284	306	363	375	389	461	479	532	538
			甘肅省	157	171	189	207	251	279	328	378	411	459	488
			青海省	188	223	232	236	311	331	351	370	401	451	501
			内蒙古自治区	195	241	300	344	408	460	481	508	540	592	637
寧夏回族自治区	187		204	212	244	253	288	305	362	416	473	565		
新疆ウイグル自治区	143	172	183	200	261	300	329	349	384	409	422			

出所) 中華人民共和国民政部ホームページ「全国低保標準」を参照に作成。

データは毎年第4季または12月のデータ。2018年のみ第3季(9月)のデータ。

本表では、まず、沿海部(東北を含める)と内陸部を区別するねらいで、安徽省と江西省を中部地域とする区分を使用している。

表4-2 表 省市区平均農村最低生活保障標準 (単位:元/月・人)

地域 区分	年 省市区名	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018		
		全国平均	—	101	117	143	172	203	231	265	312	358	—	
沿海部	華北	北京市	212	238	270	383	426	522	632	710	800	900	1,000	
		天津市	210	267	303	330	370	442	513	600	755	860	920	
		河北省	73	88	110	139	149	189	212	223	280	319	358	
		山東省	89	100	117	142	172	206	245	278	315	347	363	
	東北	遼寧省	91	124	144	162	200	237	266	296	326	363	384	
		吉林省	50	105	112	123	138	170	206	227	287	311	323	
		黒竜江省	89	96	115	124	124	186	230	298	316	321	324	
	華東	上海市	267	283	300	360	430	500	630	790	870	970	1,070	
		江蘇省	164	208	245	300	317	396	445	502	540	596	636	
		浙江省	185	213	240	294	321	393	474	557	608	670	727	
		福建省	113	119	123	143	158	198	228	284	320	421	573	
		華南	広東省	178	159	169	196	204	269	320	374	445	528	590
	海南省		109	160	170	216	234	252	280	347	347	358	362	
内陸部	中部	山西省	68	83	93	118	143	180	205	230	271	304	338	
		安徽省	69	96	112	149	169	205	236	260	320	369	482	
		江西省	81	90	112	142	164	201	220	247	276	312	342	
		河南省	61	81	85	105	111	141	152	186	257	280	299	
		湖北省	63	82	94	121	115	169	214	270	319	392	440	
		湖南省	59	73	82	114	131	172	194	204	257	307	338	
	西南	重慶市	121	123	136	157	161	201	222	237	308	357	415	
		豊都県	100	100	116	150	180	195	215	230	300	350	—	
		四川省	62	76	85	110	119	153	178	201	263	314	327	
		貴州省	59	75	107	121	135	161	176	218	267	305	348	
		雲南省	57	69	76	122	127	163	178	195	226	279	301	
		広西壮族自治区	51	84	97	102	104	166	169	213	249	278	318	
		西藏自治区	26	62	64	81	133	165	186	196	218	280	321	
		西北	陝西省	52	72	113	134	149	179	189	221	267	311	319
			甘肅省	54	65	77	91	119	162	190	218	244	314	329
			青海省	73	84	113	121	119	174	184	208	248	278	309
	内蒙古自治区		75	121	162	199	225	285	303	324	351	410	447	
寧夏回族自治区	49		62	71	95	104	170	190	217	282	289	329		
新疆ウイグル自治区	57	77	78	91	101	150	169	191	250	297	309			

出所) 表4-1と同じ。

浙江省が、98.5%、福建省94.7%、江蘇省93.9%、安徽省85.1%である。

これらを比べてみると、農村保障水準の金額が大きく、相対的に豊かな地域において、都市一農村の保護標準格差も小さくなることが観察される。全体として上海、江蘇、浙江の華東沿海地域は格差が小さく、華北は北京と天津の両直轄市が顕著である。一方で、これらの地域では農村貧困人口がほとんど存在せず、全国規模の統計には現れなくなっており、農村低保水準が多少高くなっても財政負担が膨大になる恐れが少ない²²⁾。何よりもこれらの地域の生活水準は中国の中では非常に高い。ちなみに2017年の農村住民一人当たり平均可処分所得は、上海市2万7825元、北京市2万4241元、天津市2万1753元、浙江省2万4956元、江蘇省1万9158元である²³⁾。

次に、格差の大きい地域についても少し触れたい。

2008年はワースト1位はチベット自治区の10.2%で、寧夏回族自治区26.0%、広西壮族自治区と雲南省がともに28.7%、陝西省30.1%、吉林省31.1%、安徽省32.5%、湖南省32.6%、四川省32.8%、湖北省33.5%、山西省33.7%、甘肅省34.1%、河南省36.2%、貴州省37.6%、山東省37.8%と4割にも満たない地域がほとんどであった。2012年は4割未満はチベット自治区33.4%、湖北省34.5%、黒竜江省・青海省38.3%、新疆ウイグル自治区38.8%となった。そして、2018年時点ではチベット自治区が40%である以外はすべて農村低保標準は都市の半額以上引き上げられている。

以上に見てきたように、2008年から2018年の間にほとんどの地域で都市一農村間の低保標準格差は縮小されてきたことがわかる。また、地域間格差も比率的には縮小している。が、金額の絶対値で考えると特に農村部の地域間格差が大きいことが、保障水準からも読み取ることができる。これらのデータの比較からは、さらに様々な研究課題を見出すことができるが、ここでは農村低保の全国的概要を掴む程度にとどめる。

Ⅲ. 重慶市豊都県における農村最低生活保障制度

1. 申請から認可まで

では、実際に農村低保制度はどのように運用されているのか。

以下に、2012年の「加強意見」と2018年9月の現地調査の際に確認した重慶市豊都県SR鎮鎮政府前の掲示板を参考に、その申請と認可手順を説明する。

表5に示したように、保障を希望する場合は、最初に①戸主が郷もしくは鎮（街道）政府の窓口申請する。この時、戸籍要件、条例に規定された申請家族メンバーの厳密な規定、扶養状態などが確認される（「条例」第11条）。②家庭経済状況調査では、家計収入のみなら

ず、既述の財産要件などが審査される。「加強意見」によれば、この時点で郷鎮（街道）人民政府は審査の責任主体となるので、村民委員会の助けを借りて、「逐一」申請過程の立入調査を実施し、調査員が申請要件を完全に満たすことを確認してサインをしなければならない。次に③民主評議は、立入調査終了後に、郷鎮人民政府が村民代表あるいは社区評議チームを組織し、申請者が届け出た収入や財産状況が立入検査の結果、真実と認定できるか否かを評議することである。「加強意見」は各地域で健全かつ完全な最低生活保障民主評議弁法を制定し、評議の手順、方法、内容と人員を定めるよう要求している。

その後⑤郷鎮政府の審査を通過して、⑥区県民政局の審査に入る。今回の調査では、これは豊都県政府にあたる²⁴⁾。「加強意見」は、県政府に30%以上の申請家庭への立ち入り調査を要求している。場合によっては郷鎮政府の人を招いて審査に参加させてもよいが、その過程は公開で透明性の高いものでなければならないという。そのため、「加強意見」では、申請者の許認可内容の公示に関して、公示内容、公示形式および公示期間について規定を作成し、社区（当該地域）の決まった場所に掲示板を設けることを要求している。これは、表5では⑥-ニ)に当たると想定される作業である。これにより、同一村落共同体のメンバーに申請内容や審査内容が掲示され、一定期間、異議が出なければ通過となる。ここまで来ても不適合と見なされれば、案件は①申請者に差し戻しとなり、違反者を出さないためか、共同体の相互監視機能が利用されている点が印象的である。

表5 重慶市最低生活保障申請審査手順

申請および審査手順	備 考
①戸主による申請	村民委員会に委託可能。
②郷鎮（街道）の窓口による審査受理	書類不備がある場合①に差し戻し。
③家庭経済状況調査	経済状態情報が不適合の場合書面で通知、①に戻る。
④民主評議	意義が出た場合③に戻る。
⑤郷鎮（街道）政府の審査	再申請の場合はここに申請
⑥区県民政局の審査認定	
イ) 書類審査	不備の場合⑤に返送。
ロ) 立入審査	合格率85%未満の場合①に差し戻し。
ハ) 集団審査	疑問が出た場合①に差し戻し。
ニ) 認可前公示	意義が出た場合再調査。①に戻す。
ホ) 認可決定	条件不適合の場合①に戻す。
⑦低保証発行、保護費給付および⑧長期公示	

出所) 重慶市豊都県 SR 鎮鎮政府前の掲示板より。

審査を無事通過すると⑦の最低生活保障証（低保証）が発行され、給付を受けることができる。ただし、同時に保護受給者の情報は⑧長期公示として鎮政府前の掲示板に再び貼りだ

されることになる。筆者は、調査中にこの⑧長期公示を確認する機会を得た。次項ではそれに基づいて受給者の状況を分析する。

2. 豊都県SZ鎮とSR鎮の実地調査から

「加強意見」では、県政府に低保受給者の情報を長期公示するよう義務付けている。ただし、「公示中は保障対象のプライバシーに注意し、最低生活保障を受けるための情報と関係のない情報の公開は厳禁である」とも書かれている。実際の公開はどのように行われているのか。実はその詳細は実務を行う鎮レベルですでに異なることが分かった。

重慶市豊都県のSR鎮とSZ鎮はともに県の分類で長江沿岸片区に位置し、隣接する。

表6に両鎮の基本情報をまとめた。SR鎮よりも、SZ鎮の方が面積、人口ともに規模が大きく、一人平均の可処分所得も大きい。特に農村部では、2000元余の差がついており、SR鎮は相対的に貧しいことがわかる。

表6 調査鎮基本情報

鎮名	面積 km ²	社区	行政村	村民 委員会	戸数 (戸)	人口 (人)		域内 GDP (億元)	一人平均可処分 所得(元/年)		
						都市	農村		都市	農村	
SR鎮	89	1	8	29	9003	26068	2705	23363	3.6	21,412	9,704
SZ鎮	109	1	17	54	12992	43468			5.1	22,396	11,879

出所『豊都県年鑑』2017年度。

この二つの鎮の公示欄でそれぞれの最低生活保障対象情報が公示されていた。表7にその概要をまとめた。公開項目が鎮によって異なり、両者で共通するのは、戸籍所在村、戸主姓名、身分証番号、戸別保障人数、戸別重点保障人数である。SR鎮では、これらに加えて具体的な給付内容と金額も記載されていたが、SZ鎮ではそれはなかった。一方で、SZ鎮では家族のメンバー全員の情報が記載され、それぞれの姓名、身分証番号、性別、年齢、障害の有無、重点保障の内容などが記載されているが、SR鎮は戸主の情報のみであり、性別と年齢が記載されていない。もっとも、身分証番号から生年月日と性別を割り出すことが可能である。SZ鎮では、公示の上に別の公示が貼られており、13家族について性別と年齢以外の詳細情報が確認できない状況であったが、都市戸籍、農村戸籍ともに、受給者世帯全員を特定することが可能な情報がそこにはあった。

表7 2017年SR鎮・SZ鎮 都市・農村低保給付状況（単位：戸、人、元）

鎮		家庭数	人数	重点人数	給付金額	家庭補差金額	重点数助金額
SR 鎮	都市	10	18	15	7,844	6,584	1,260
	農村	489	707	556	253,307	209,027	44,280
SZ 鎮	都市	19	39	27	—	—	—
	農村	240	435	312	—	—	—

出所) SR 鎮・SZ 鎮鎮政府前公示欄を参照して筆者作成。

農村低保は世帯ごとに給付されるので、表8では世帯当たりの人数から構成家庭の状況をまとめた。これによれば、両鎮とも単身世帯の比率が一番大きく、特にSR鎮は単身女性の受給者が多い。また、二人世帯も多数を占め、保護対象人数でいうとSZ鎮では146名と最大になる。

表8 農村低保戸主性別別家族人数別構成（単位：戸）

	SR 鎮			SZ 鎮		
	計	男	女	計	男	女
単身	322	152	170	111	73	38
2人	129	102	27	73	61	11
3人	29	15	14	27	22	4
4人	7	5	2	13	12	1
5人	0	0	0	5	5	0
6人	2	1	1			
不明				11	(13)	
合計	489	275	214	240	173	54

出所) 表7と同じ。SZ鎮の不明13家族のうち、2世帯は家族構成員数は判読可能であるが戸主性別不明。

単身世帯で、まず20歳未満の者は就学中の未成年が主である。SZ鎮ではその理由が明記され、SR鎮では明記はされていないが、就学中あるいは就学前の児童の場合、重点保障の対象になり、彼らは全て重点加算金（月額100元）を受け取っている。ちなみに、SR鎮では受給世帯のA、B、C分類も明記している。この分類は、受給世帯の収入状況と構成員の労働能力の状況で判断される資格要件確認の頻度を表しており、A類は年1回、B類は半年に1回、C類は3カ月に1回の確認が義務付けられている²⁵⁾。つまり、A類世帯は恒常的に収入の確保が困難であり、C類は比較的臨時的な受給と判断されている世帯である。ABC分類で見ると、A類は単身世帯のうち男性の86.1%、女性の95.8%、総数の9割以上を占める。年齢別でみると年齢が高い男性はほとんどがA類であり、60歳代でB分類が増えるが、Cに分類される世帯はなかった。女性世帯はそもそもC類はなかった。

表9 単身世帯男女別区分別年齢構成

年齢別	SR 鎮								SZ 鎮						
	合計	男				女			合計	男			女		
		計	A	B	C	計	A	B		計	有	無	計	有	無
20歳未満	14	6	6			8	8		1	1	0	1	0	0	0
20代	11	7	7			4	4		7	4	4	0	3	3	0
30代	13	7	6		1	6	6		8	3	3	1	4	4	0
40代	43	20	17	2	1	23	22	1	29	26	23	3	3	3	0
50代	58	32	26	3	3	26	26		22	17	12	5	5	5	0
60代	66	36	25	11		30	27	3	12	9	2	7	0	0	3
70代	74	34	34			40	38	2	15	6	1	5	3	3	6
80歳以上	43	10	10			33	32	1	17	6	1	5	11	1	10
合計	322	152	131	16	5	170	163	7	111	73	46	27	38	19	19

出所) 表7と同じ。SR 鎮はA・B・C分類、SZ 鎮は障害の有無で分けて記載。

表9からわかることは、特にSR 鎮において低保対象は60歳代以上の単身世帯が三分の一強を占め、そのうち6割が女性であることである。一方でSZ 鎮では、40歳代、50歳代の男性単身世帯が大きな割合を占めている。SZ 鎮のデータを見ると彼らは障害認定がある人が大半である。一方60歳代以上では男女ともに障害無の世帯が増える。

次に2人世帯の状況をSZ 鎮のデータから分析する。SZ 鎮の二人世帯は合計73世帯で、そのうち夫婦世帯が49戸、親子世帯が22戸、学齢期の兄弟世帯が2戸である。

表10 SZ 鎮二人世帯分類

世帯主性別	男	女
夫婦	47	2
親子	14	8
兄弟姉妹	2	0

出所) 表7と同じ。

表11 SZ 鎮 戸主年齢別障害有無別農村低保受給夫婦世帯数

戸主年齢	合計	戸主 男	障害者			戸主 女	障害者		
			戸主	配偶	両方		戸主	配偶	両方
40代	1	1			1				
50代	5	3	1	1		2	1	1	
60代	19	19	8	3	1				
70代	17	17	1	5	2				
80歳以上	7	7	1						
合計	49	47	11	9	4	2	1	1	

出所) 表7と同じ。

戸主の男女別でみると、夫婦の場合、戸主は圧倒的に男性が多い。女性を戸主としている世帯は、2軒とも戸主に障害がある。男性の戸主は60歳代以上が主であるが、47戸中、戸主に障害がある世帯が11戸、配偶者に障害がある場合が9戸、両方に障害がある世帯は4戸であった。戸主本人が障害者であるケースは60歳代に集中しているが、70歳代以上になると配偶者が障害者であるケースが増える。やはり、老人夫婦でどちらかが障害を持つと生計を維持するだけの農業労働力を確保することも難しいと判断されるのであろう。

親子世帯は、まず、男性が世帯主のケースでは、在学中あるいは就学前の子供を抱えた父子家庭が3戸、子である戸主が高齢の親を養う家庭4戸を除いて、残りは中高年の親とその子供の組み合わせである。女性が世帯主の場合、世帯主が60代までで、学齢期の子供一人というケースと、世帯主が80代以上で子供が中高年のケースがある。前者は4戸中2戸が、親が障害認定を受けており、後者4戸中では3戸が子供の方が障害認定を受けている。

二人世帯の場合、どちらかが障害を持つ場合が多く、特に高齢の親と障害を持つ子供のケースは、今後も低保制度の重要な保護対象となるのではないかと予想される。

表12 SZ 鎮農村低保三人世帯の構成 (単位：戸)

分類	合計	男	女
両親+子	12	11	1
単親+2子	9	7	2
本人+配偶+親	0		
本人+配偶+親+孫	1	1	
本人+子+親	2	2	
本人+子+孫	1	1	
本人+2孫	2	1	1
合計	27	23	4

出所) 表7と同じ。

三人世帯は構成が複雑であるが、多くの場合、就学中あるいは就学前の児童を育てているケースがみられる。両親がそろっている場合はどちらかあるいは両方に障害のあるケースが多い。単親の場合2子を育てている。ただし、60代男性が10歳未満の子供を2人養っているケースがあり、子ではなく孫の間違いではないかと思われるケースもあった。また、83歳男性が曾孫2人を育てているケースも本人+2孫に計上した。

SZ 鎮の四人世帯13戸は全て両親と子供二人のケースであり、戸主が女性のケースは1戸のみで、この世帯は戸主が障害者である。その他12戸のうち夫婦ともに障害を持つケースが1戸、妻が障害者であるケースが8戸あった。

最後に五人世帯は5戸中本人と配偶者、子供3人家庭が3戸、子供2人と本人の母親、配

偶者がなく本人、母親、子供3人のケースであった。いずれも子供が就学中あるいは就学前であり、本人及び配偶者が障害を持つケースが2戸あった。

これらのケースを分析してみると重慶市豊都県の農村における貧困の原因は、高齢化と心身障害、および子女の就学が大きな比重を占めているように観察される。とするならば、こうした人々への救済は臨時的な低保ではなく、別の恒常的な枠組が構築される必要があるだろう。政府は、子供の教育に対する補助や費用の免除の制度の構築を急ぎ、養老年金保険の普及などに力を入れていると宣伝されている。しかし、保険制度は加入が前提となるため、日本と同様に少子高齢化に向かう中国社会では、低保制度がカバーする保障の範囲は、今後しばらくは拡大していくのではないかと予測される。

おわりに

以上みてきたように、2007年に本格始動に至った農村低保制度は、その遂行に対する習近平政権の強力なサポートの表明や実際の経費抛出の効果もあり、10年間で急速に拡大した。給付保障水準の全国的な引き上げは、この制度の重要性を裏付ける重要な証左となっている。全国規模の低保制度の実現は、経済発展の最終段階に至って中国がある種の国民国家の枠組みを体現しようとしている過程であると観察される。ただ、その道程は平坦ではなく、またその様相がこれまで想定されてきた福祉国家に近づくものなのか否かはまだ判別できる段階にはない。

リーマンショック以降、国内の投資拡大政策によって、かつては経済発展の恩恵がなかなか届かないと考えられていた内陸農村にも「開発」の手が回り始めているように見える。故石田浩教授が2001年に訪問調査した交通の不便な重慶市豊都県の山間農村も²⁶⁾、現在では県政府所在地に高速鉄道の駅ができ、高速道路が通じただけでなく、農村の道路の舗装状況もかなり改善されている。しかし一方で、2018年の調査では、高齢化、過疎化の問題は、すでに引き返せないところに来ているのではないかと不安に思う事例が散見された。特に、山間部の集落では、家屋のほとんどが出稼ぎなどの理由で空き家になってしまい、5戸のうち1戸のみ、老夫婦が居住している状況にも遭遇した。

また、政府がインターネットなど最新のテクノロジーを駆使してインクルーシブな制度を構築しようとしても情報が十分にいきわたっていない恐れもある。李振剛（2016）は調査を通じて、農村低保対象の認定は必ずしも上級政府の政策が想定したように理想的には行っていないことを明らかにしている。まず、農村低保対象が主導的に申請する比率が低い。その背後には農民の権利意識が弱いことと救助政策への不理解があるという。また、方菲（2012）

は、低保の対象は社会から排斥され孤立しがちであること²⁷⁾を指摘している。

農村低保制度が構築され、普及したことは、農村住民に最後のセーフティネットが存在することを実感させ、国家による最低生活の保障の全国的な制度化は非常に重要な歴史的転換点であったといえよう。しかし、社会福祉制度の歴史がより長い資本主義の先進国においても、情勢の変化に合わせて新たな制度設計が必要となっている昨今である。「精准扶贫」による精緻な管理が、提唱された理想通りに貧困要因の究明と解決により多くの貢献をもたらすことを心から期待したい。

参考文献

- 石田浩 (2003) 『貧困と出稼ぎ—中国「政府大開発」の課題—』 晃洋書房
- 王艶莉 (2014) 「中国農村部における社会保障の課題および解決策」『保険学雑誌』 610号、pp.37-56
- 大塚正修編 (2002) 『中国社会保障改革の衝撃—自己責任の拡大と社会安定の行方』 勁草書房
- 温鉄軍・張俊娜・杜潔 (2016) 「農業現代化の発展過程とその方向」『中国21』 No.44
- 小峯敦 (2007) 『福祉の経済思想家たち』 ナカニシヤ出版
- 朱珉 (2016) 「第4章 最後のセーフティネットの構築—「全民低保」を超えて」 沈潔他 (2016) pp.106-141
- 沈潔・澤田ゆかり (2016) 『ポスト改革期の中国社会保障はどうなるのか—選別主義から普遍主義への転換の中で—』 ミネルヴァ書房
- 袖井孝子・陳立行 (2008) 『転換期中国における社会保障と社会福祉』 明石書店
- 張建 (2016) 「中国の貧困削減 (扶貧) 政策に関する一考察」『AIBS ジャーナル』 No.9
- 藤原 (王) 文亮 (2004) 「中国農村部における住民最低生活保障制度の構築と課題」『九州看護福祉大学紀要』 第6巻第5号
- ピアソン、クリストファー／田中浩・神谷直樹訳 (1996) 『曲がり角にきた福祉国家—福祉の政治経済学』 未来社
- 山田篤裕他 (2018) 『最低生活保障の実証分析—生活保護制度の課題と将来構想』 有斐閣
- 方菲 (2012) 「社会排斥視野下農村低保対象的生活図景探究」『中国農村観察』 2012年2号 pp.86-96
- 李強 (1997) 『中国扶貧之路』 (雲南人民出版社)
- 李興江 (2005) 『中国農村扶貧開発の偉大実践と創新』 中国社会科学出版社
- 李石新 (2010) 『農村経済発展対農村貧困の影響研究』 中国経済出版社
- 李振剛 (2016) 「我国最低生活保障制度目標定位機制的反思—従家計調査到類別身分」『広東社会科学』 2016年2期、pp.194-205
- 蘇樹厚・段玉恩等著 (2014) 『農村最低生活保障制度創新研究』 中国社会科学出版社 kindle 版
- 王国良主編 (2005) 『中国扶貧政策—趨勢と挑戦』 社会科学文献出版社
- 葉麟偉・趙天惠編 (2003) 『中国西部開発情報百科・重慶巻』 重慶出版社
- 張浩淼 (2010) 『転換期中国最低生活保障制度発展研究』 上海交通大学出版社
- 張秀蘭・徐月賓 (2006) 『中国農村最低生活保障制度研究』 民政部最低生活保障司・アジア開発銀行中国代表処
- 趙復元 (2005) 「建立農村最低生活保障制度綜述」『經濟研究参考』 第1919期

【新聞、雑誌記事】

「中国の貧困発生率が40年間で97.1%から3.1%へ」『人民網—日本語版』2018年12月10日 (<http://j.people.com.cn/n3/2018/1210/c94475-9527121.html>)

新浪経済「28個貧困県脱貧31年来我国貧困県数量首次淨減少」2017年11月01日21世紀經濟報道
<http://finance.sina.com.cn/roll/2017-11-01/doc-ifynmvuq7637014.shtml>

中国国際扶貧中心首頁 <http://www.iprcc.org.cn/>

中華人民共和國民政部首頁 <http://www.mca.gov.cn/article/sj/>

注

- 1) 『中国統計提要』2018年 p.64。
- 2) ここで想定する「国民国家」(nation state) とは単一民族からなる「民族国家」の意味ではなく、「国民を主体としてつくられた国家。市民社会を基盤としてつくられた国家」という『デジタル大辞泉』(小学館)の定義に基づく。
- 3) 福祉国家の成り立ちについては、ピアソン／田中訳(1996)や小峰編(2007)などを参照。
- 4) 王国良(2005)では「扶貧」は「poverty reduction」と翻訳されている。本書はアジア開発銀行との共同で行った課題研究「中国扶貧政策研究：趨勢・挑戦和未来方向」の研究成果である。
- 5) 「“三西”地区」とは甘粛省の河西、定西および寧夏自治区の西海固のこと。1982年に全中国で最初の扶貧開発実験地に指定された。
- 6) 例えば大塚(2002)や藤原(2004)、袖井・陳(2008)などは、経済の市場化に伴うセーフティーネット構築の必要性といった問題意識に基づいて書かれた著作であるといえるだろう。
- 7) 蘇樹厚(2014) No.731/3936。
- 8) 蘇樹厚、同上書、No.1011/3936。
- 9) 趙(2005)を参照。
- 10) 同上、趙復元(2005)、および他の言説より整理。中国の研究者による農村最低保障制度に関する雑誌論文はCHKI(中国学術情報データベース)で検索すると数多現れるが、そのほとんどは制度の重要性は否定しないが、資金不足などの問題点を挙げている。
- 11) 現実に、地方政府は個人や企業から寄付を募り、その成果を年鑑などに掲載しているが、金額的にはそれほど大きくはない。
- 12) 蘇、前掲書、No.2510/3936。
- 13) 2006年度版と2007年版の「国家財政主要支出項目」の経年的なデータを比較。なお2006年度版には「国家財政用于撫恤支出和社会福利的支出」があり、その内訳が掲載されているが、2007年版以降は掲載されていない。
- 14) 2018年9月の現地調査に基づく。
- 15) 「[社保] 湖北省低保試点推進“按標施保、按標補差”政策」湖北省人民政府ホームページ。www.hubei.gov.cn/zwgk/rdgz/rdgzqb/201411/t20141123_588047.shtml
- 16) 『習近平論述摘編』、人民網ホームページ、理論書庫 <http://theory.people.com.cn/GB/68294/421125/index.html> (2018年12月1日最終確認)。
- 17) 「習近平：堅決打贏脱貧攻堅戰」2017年11月3日17:19人民網—中国共産党新聞網。<http://cpc.people.com.cn/xuexi/n1/2017/1103/c385474-29626301.html> (2018年12月1日最終確認)。
- 18) 「関于印發《建立精準扶貧工作機制實施方案》的通知」2014年5月26日、國務院扶貧小組弁公室ホーム

- ページ。http://www.cpad.gov.cn/art/2014/5/26/art_50_23765.html (2018年12月1日最終確認)。
- 19) これによれば、中国の貧困線は2010年の年収2300元から2013年価格で2736元に引き上げられた。「国务院扶贫办关于印发《扶贫开发建档立卡精准工作方案》的通知」2014年4月11日国务院扶贫办网站首页。http://www.cpad.gov.cn/art/2014/4/11/art_27_22097.html (2018年12月1日最終確認)。
 - 20) 中国網「「中国扶贫在线」が開設 貧困者支援に向けた政府広報プラットフォームを構築」http://japanese.china.org.cn/txt/2016-08/05/content_39031097.htm 「中国貧困在线」のホームページはhttp://f.china.com.cn/。
 - 21) 「民政部将集中治理“人情保”“关系保”“错保”“漏保”」2018年4月25日17:11、中華人民共和国中央人民政府ホームページ。http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/25/content_5285824.htm および同「图表」http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/25/content_5285878.htm (2018年12月1日最終確認)。
 - 22) 『中国統計提要』2018年度版 p.65。
 - 23) 『中国統計年鑑』。
 - 24) 豊都県は人口83万人、土地面積は2900.86平方キロメートル。
 - 25) 「重慶市提高城鄉低保標準」2016年9月19日08:52、中華人民共和国中央人民政府ホームページ。http://www.gov.cn/xinwen/2016-09/19/content_5109332.htm (2018年12月1日最終確認)。
 - 26) 石田 (2003)。
 - 27) 方菲 (2012)。